【 お 知 ら せ 】

徳管協議案書の「慶弔規程」をご確認ください

新 慶 弔・救 援 規 程【令和４年４月１日より適用】

▶　会員及び親族が死亡した場合

①　**会員本人**　・・・・・弔電，花輪一基（または，花輪料），**香料３０，０００円**

②　**会員の配偶者**　・・・弔電，花輪一基（または，花輪料），**香料１０，０００円**

③　**会員の実父母，子**　・・・・・・・・・・・・・・・・弔電，**香料　５，０００円**

（会員の義父母の場合は，弔電のみ）

▶　**会員が疾病負傷で入院（自宅療養を含む）した場合**

・　一ヶ月以上の入院（自宅療養を含む）　・・・・・**見舞金　１０，０００円**

▶　重大な災害を受けた場合（風水害，火災等）・・・・**見舞金　３０，０００円以下**

（重大とは，全焼・半焼，全壊・半壊，床上浸水　等）

▶　顧問弁護士出張法律相談支援（旅費，日当等）・・・　**支援金　５０，０００円以下**

▶　顧問弁護士法律上の処理・委任支援・・・・・・・　**支援金　５０，０００円以下**

▶　裁判支援（初期対応・訴訟費用，損害賠償金）・・・**支援金１，０００，０００円以下**

■　慶弔・救援金は，当該支部長（理事）の責任において，支部長名（押印）で申請する。

・**「申請書」**は、徳管協 HP からダウンロードできます。

■　会員，会員の親族に、上記の慶弔事実が発生した場合は，会員の所属する支部の支部長（理事）は，徳管協事務局に速やかに連絡する。（電話又は FAX）

その後，速やかに徳管協事務局は弔電をうつ。

■　花輪の手配は，支部長（理事）又は当該学校の会員（校長・副校長・教頭）で行い，代金を立て替える。後日，徳管協事務局は，領収証と引き換えに代金を支払う。

■　慶弔・給付金は，当該事由発生後１年以内に申請する。支部長（理事）は，申請漏れがないように注意する。

■　不慮の災害及び顧問弁護士出張法律相談支援と顧問弁護士法律上の処理・委任支援，裁判支援の救援金額は，申請後の理事会において協議し，理事会の承認を受け執行する。

■　準会員については，県事務局に直接ご連絡ください。

※当　該　事　由　発　生　後　１　年　以　内　に　申　請　。

該当があれば早めに申請してください。請求漏れがないようにお願いします。